

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 宇治市宇治琵琶33	平成30年7月31日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 宇治市 市長 山本 正
-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

主たる業種	行政					細分類番号	9	8	2	1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					京都市地球温暖化対策条例施行規則					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで										
基本方針	平成28年度を基準とし、平成31年度までに温室効果ガス排出量を3.3%以上削減する。										
計画を推進するための体制	市長を統括責任者とする環境管理事務局が中心となり地球温暖化対策を推進する。各部署等においては所属長及び環境推進員が中心となって地球温暖化対策等に繋がる取組みを進める。										
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量	18,040.0 トン	17,782.3 トン	トン	トン	-1.4 パーセント					
	評価の対象となる排出の量	18,040.0 トン	17,782.3 トン	トン	トン	-1.4 パーセント					
実績に対する自己評価	計画目標値を上回ったものの、原単位では目標を達成しており、順調である。										
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率				
	オフィス等	事業活動に伴う排出の量 (職員数)	12.62	12.39			-1.82 パーセント				
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント				
実績に対する自己評価	計画目標値を達成しており、順調である。										
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考					
		82.0 パーセント	82.0 パーセント	パー セント	パー セント	パー セント					
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度	街灯のLED化、施設改修時の高効率機器の導入等。									
	(30) 年度	街灯のLED化、施設改修時の高効率機器の導入等。									
	(31) 年度	街灯のLED化、施設改修時の高効率機器の導入等。									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月第一水曜日はノーマイカーデーとし、実施率100%を目指す。									
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	実施率が低下傾向にあり、平成30年度からは新たな措置を検討する。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン							
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン							
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン							
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン							
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン							
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エコファミリー事業、緑のカーテン事業、地域での環境講演会、小学生を対象とした環境講演会、宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議による活動、環境啓発のためのイベントの開催、市民向けの電気自動車の無料充電スポットの設置。										
特記事項											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。